東京都北区美術工芸品類等貸付要綱

２２北総総第１６８７号
平成２２年６月２８日区長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、東京都北区（以下「区」という。）が所有する美術工芸品類及び美術工芸品類データ（以下「美術工芸品類等」という。）の区以外の者への貸付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要綱において美術工芸品類とは、東京都北区美術工芸品類の購入等の手続及び管理に関する規程（昭和５９年６月東京都北区訓令甲第１１号）第１０条第１項に基づき美術工芸品類整理台帳に記載された美術工芸品類をいう。

２　この要綱において美術工芸品類データとは、美術工芸品類を撮影した写真のデータをいう。

（貸付けを受けることができる者）

第３条　美術工芸品類等の貸付けを受けることができる者は、次に掲げるものとする。

一　国又は地方公共団体

二　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第２条第３号に規定される公益法人（以下「公益法人」という。）、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定される独立行政法人（以下「独立行政法人」という。）又はこれらに準ずる団体

三　博物館法（昭和２６年法律第２８５号）第１０条により博物館登録原簿に登録された施設、同法第３１条第１項により指定された博物館に相当する施設又はこれらに準ずる施設

四　当該美術工芸品類等の作者、著作権者又はこれらから委託を受けたもの

五　新聞社等の報道機関、学術研究機関等で特に公益性が高いもの

六　その他東京都北区長（以下「区長」という。）が特に認めるもの

（貸付けの申請）

第４条　区が所有する美術工芸品類等の貸付けを受けようとする者は、貸付開始の日の一月前までに美術工芸品類借用申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

２　申請する美術工芸品類等の撮影、模写、印刷物掲載等を行う場合（前項の規定により申請書を提出した者（以下「申請者」という。）が著作権者である場合を除く。）は、申請書に著作権者が承認したことを証明する書類を添付して提出しなければならない。ただし、区の保有する文書等で著作権者が承認していることが確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

（貸付けの期間）

第５条　美術工芸品類等の貸付期間は、一月以内とする。ただし、特別の事情があると区長が認める場合は、この限りでない。

（承認基準）

第６条　第４条第１項の申請（ただし、著作権者及び著作権者から同意を得たものからの展示を借用の目的とした申請を除く。）に対しては、次の基準によって審査するものとする。

一　運搬、保管及び展示中の管理環境が適切であること。

二　借用の目的が区の行政運営及び施策の推進に関する一般方針に反しないものであること。

三　借用の目的が政治及び宗教活動と認められないこと。

四　申請者が第３条第３号（ただし、地方公共団体、公益法人及び独立行政法人により設置された施設を除く。）、第５号及び第６号に該当する場合は、借用の目的等が明らかに学術及び文化の向上普及、その他公共の福祉の向上に寄与するもので公共性の高いものであること。

２　著作権者及び著作権者から同意を得たものからの展示を借用の目的とした申請に対しては、前項第１号により審査するものとする。

（貸付けの承認）

第７条　区長は、第４条第１項の申請を適当と認める場合は貸付けを承認するものとし、申請者に対して美術工芸品類等貸付承認書（別紙第２号様式）を交付するものとする。

２　不承認と決定した場合は、申請者に対して不承認の理由を付して美術工芸品類等貸付不承認書（別記第３号様式）を交付するものとする。

（美術工芸品類を貸し付ける際の条件）

第８条　区長は、前条第１項の規定により美術工芸品類の貸付けの承認を受けた者（以下「作品借受者」という。）に対して次に掲げる事項を遵守させるものとする。

一　貸し付けた美術工芸品類（以下「貸出作品」という。）の運搬、保管及び展示中の温湿度を一定に保つこと。

二　展示中、貸出作品に当てる照度を適切な数値とすること。

三　貸出作品の貸付期間中の保管は作品借受者の責任とし、そのための一切の経費は作品借受者の負担とする。

四　貸出作品の貸付期間中に、貸出作品に汚損、破損等により価値が下がる事態が発生した場合又は紛失した場合は、作品借受者が賠償の責めを負うものとする。

五　貸出作品には、貸付けから返却までの間、適切な保険をかけるものとし、そのための一切の経費は作品借受者の負担とする。

六　貸出作品の梱包、搬出、搬入、運搬等に要する一切の経費は作品借受者の負担とする。

七　貸出作品を返却する際は、原状回復し所定の位置に返却すること。

八　著作権者の権利を侵す行為をしてはならない。

２　前項各号に掲げるもののほか、区長は必要があると認める条件を付けることができる。

（美術工芸品類データを貸し付ける際の条件）

第９条　区長は、第７条第１項の規定により美術工芸品類データの貸付けの承認を受けた者（以下「データ借受者」という。）に対して次に掲げる事項を遵守させるものとする。

一　貸し付けた美術工芸品類データ（以下「貸出データ」という。）の貸付期間中の保管は借受者の責任とし、そのための一切の経費は借受者の負担とする。

二　承認された目的以外に利用する等、著作権者の権利を侵す行為をしてはならない。

三　貸出データは、データ借受者が借用期間満了の日に必ず破棄するものとする。

四　データ借受者は、貸出データを印刷物等に掲載した場合、速やかに当該印刷物等を区長に提出するものとする。

２　前項各号に掲げるもののほか、区長は必要があると認める条件を付けることができる。

（美術工芸品類を貸し付ける方法）

第１０条　作品借受者は、美術工芸品類の貸付けを受ける場合は、美術工芸品類等借用書（別紙第４号様式。以

下「借用書」という。）及び保険に加入したことを証明する書類の写しを区長に提出しなければならない。
2　区長は、美術工芸品類を貸し付ける際は、当該美術工芸品類の状態を確認し、借用書と美術工芸品類確認書（別紙第５号様式。以下「確認書」という。）を取り交わすものとする。
3　区長は、作品借受者から美術工芸品類が返却された場合は、これと引換えに第一項の規定により提出された借用書を返付するものとする。
4　区長は、美術工芸品類が返却された際は、美術工芸品類の状態を第２項に定める確認書に基づき確認の上、受領するものとする。

（美術工芸品類データを貸し付ける方法）
第１１条　データ借受者は、美術工芸品類データの貸付けを受ける場合は、借用書を区長に提出しなければならない。この場合において、次項第１号に掲げる方法による貸付けを希望するときは、当該美術工芸品類データを記録するための電磁的記録媒体を併せて提出しなければならない。
2　区長は、データ借受者の希望に応じ、次の各号のいずれかの方法により美術工芸品類データの貸付けを行うものとする。
一　美術工芸品類データを記録した電磁的記録媒体の交付
二　美術工芸品類データを添付した電子メールの送信
3　データ借受者は、貸付期間の満了の日までに貸出データを破棄するとともに、その旨を電子メールにより報告しなければならない。

（委任）
第１２条　この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が別に定める。

付　則（２２北総総第１６８７号平成２２年６月２８日区長決裁）
この要綱は、平成２２年６月２８日から施行する。

付　則（令和４年３月８日３北総総第５１８４号副区長専決）
（施行期日）
1　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都北区美術工芸品類貸付要綱別記第１号様式、第４号様式及び第５号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付　則（令和５年３月７日４北総総第５５２６号区長決裁）
（施行期日）
1　この要綱は、令和５年４月１４日から施行する。
（経過措置）
2　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都北区美術工芸品類貸付要綱別記第１号様式から第５号様式までの規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付　則（令和５年３月３１日４北総総第６０１０号副区長専決）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。